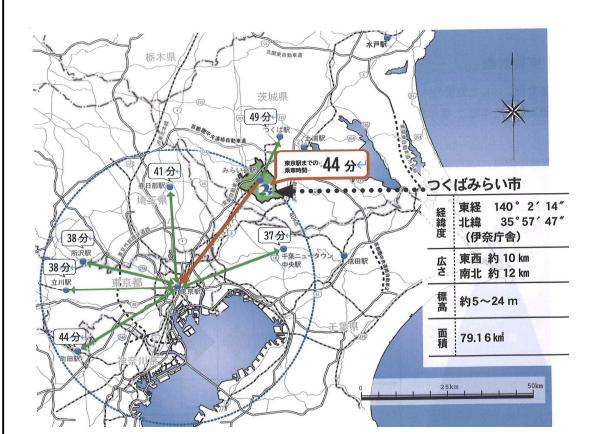


(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標	
I 現状	
<p>(1) 地域の災害リスク</p> <p>① 現状【立地】</p> <p>つくばみらい市は、茨城県の南西部に位置し、都心から40km圏に位置している。東はつくば市と龍ヶ崎市、西と北は常総市、南は取手市と守谷市にそれぞれ接しており、市域面積は79.16km²（東西約10km、南北は約12km、標高約5～24m）となっている。</p> <p>この地では、縄文・弥生の時代から人々が住み、稻作や狩猟などで生計を立てていたことがわかっている。江戸時代の初期には、幕府代官頭・伊奈半十郎忠治が幕命によって治水工事を起こし、常陸谷原三万石の耕地が開発され、関東でも有数の米どころとなつた。</p> <p>現在の市域の枠組みは、1889年（明治22年）の市制町村制の施行、1954年（昭和29年）の伊奈村の発足〔1985年（昭和60年）に町制施行して伊奈町となる〕、1955年（昭和30年）の谷和原村の発足を経てつくられた。高度経済成長期以降は、行政による住宅開発や工業地域の指定、民間の住宅開発、常磐自動車道谷和原インターチェンジの設置、常総ニュータウンの開発などにより発展してきた。</p> <p>そして、つくばエクスプレスの開業やみらい平駅周辺地区の開発など、さらなるまちづくりの展開が進む中、2006年（平成18年）3月、伊奈町と谷和原村の合併により、新たに「つくばみらい市」が誕生し、現在に至る。</p>	
 	
<p>② 想定される地域の災害リスク</p> <p>（洪水：市ハザードマップ）</p> <p>各河川流域の最大規模の総雨量（鬼怒川72h.669mm、小貝川72h.788mm、八間堀川24h.684mm、利根川72h.491mm）の雨量で想定されたハザードマップによると、商工会が立地する地域において、鬼怒川で洪水が発生した場合、細代・寺畠付近において最大浸水深3m～5mの浸水が予想され、北西部で、農地及び宅地への影響がみられる。</p> <p>また、当市西部から中央部にかけて利根川水系の小貝川が流下している。小貝川で洪水が発生した場合、市内低地部で最大浸水深3m～5mの浸水が予想され、広範囲で農地及び宅地への影響がみられる。</p> <p>（土砂災害：市ハザードマップ）</p> <p>丘陵地域内の土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域は、台通用水路沿いおよびその周辺に分布している状況となっている。</p>	

(地震：茨城県地震被害想定調査報告書)

茨城県において「茨城県地震被害想定調査報告書(平成 30 年)」を公表している。この報告書は茨城県で備えるべき想定地震が記載されており、当市では茨城県南部を震源地とした震度 6 強の地震が、特に被害が大きい地震として想定されている。

◆茨城県南部を震源地とした被害想定（震度 6 強）

建物被害	液状化		揺れ		合計	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊
	90	620	230	1,400	310	2,000

電力被害	被害直後		被災 1 日目		被災 3 日目	
	停電軒数	率	停電軒数	停電率	停電軒数	停電率
	24,000	0.95	21,000	0.81	10,000	0.40

上水道被害	被害直後		被災 1 日目		被災 1 週間後	
	断水人口	率	断水人口	断水率	断水人口	断水率
	47,000	0.97	43,000	0.90	16,000	0.32

通信被害	被害直後		被災 1 日目		被災 4 日後	
	不通回線数	率	不通回線数	率	不通回線数	率
	6,600	0.95	5,600	0.80	1,500	0.20

※携帯電話は、被災 1 日後の停波基地局率は、81%（非常につながりにくい）

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(その他)

2015年の関東・東北豪雨（常総水害）では、当市の細代・小絹・寺畠地区に被害が発生、中通川の水位上昇で山王新田地区付近でも水害による被害が出た。

また、当市の総合運動公園や総合福祉施設きらくやまふれあいの丘を広域避難所とし常総市からの避難者を受け入れた経緯がある。

2023年6月には、停滞前線の活動が活発化した影響で、当市では、累計250mm～300mm程度の降雨があった。この影響で、床下浸水40件・店舗等浸水4件の浸水被害のほか、道路冠水、がけ崩れ等の被害が市内各所で発生した。

地域経済全体の落ち込み、イベントや会合の休止、外出自粛等により売上が急減する。

海外工場の操業停止、部品・材料の納入遅延等サプライチェーンの混乱により、生産が減少し受注を停止せざるを得なくなる。

(2) 商工業者の現状（令和3年経済センサス基礎調査）

- ・商工業者数 1,197 者
- ・小規模事業者数 978 者

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	商業	787	597	市内に広く分散している
	工業	160	120	市内に広く分散している
	建設業	330	251	市内に広く分散している

(3) これまでの取組み

1) 市の取組み

① つくばみらい市地域防災計画の策定

災害対策基本法第42条の規定に基づき、市域にかかる防災に関する事項について総合的な計画を定め、市民の生命及び財産を災害から保護し、地域社会の安寧の確保を目的とするとともに、減災の考え方を防災の基本方針とし計画を策定した。計画は、平成20年4月に策定しその後、平成22年・25年・27年・30年に改訂を行った。現在の計画は、令和4年3月改訂の計画である。

また、令和3年3月に「つくばみらい市国土強靭化地域計画」を策定した。

② 第2次つくばみらい市総合計画による防災に係る施策の推進

総合計画では、防災対策の充実として「防災体制の確立」「防災意識の啓発」「災害発生時の応急対策」に取り組んでいる。

③ 防災に関する情報提供

各種防災情報については、防災アプリ・登録制メール・SNS・LINE・市広報・ホームページ等において防災関連の情報提供を行っている。

- 避難所 ハザードマップ内に避難所を記載。
ハザードマップについては、令和3年8月に全戸配布するとともに、ホームページ等で周知。
- 知識・情報 住宅の耐震対策、防災対策、災害協定をホームページに明記
- 消防・救急 広報誌、ホームページに明記
- 計画・資料 地域防災計画、国民保護計画、ハザードマップ（洪水・土砂災害）
国土強靭化地域計画

④ 防災備蓄品

つくばみらい市地域防災計画に基づき、災害時に対する備品の備蓄を行っている。
(主食・飲料水・毛布・トイレ・発電機・救急セットなど)

⑤ 新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

⑥ 新型コロナウイルス感染症に伴う支援策（助成金、個別相談等）

⑦ 自主防災組織の活性化と住民の防災意識啓発を目的とした出前講座の開催

⑧ 防災訓練、総合防災訓練の実施

⑨ マイ・タイムライン講座、マイ・タイムラインリーダー研修の実施

2) 商工会の取組み

① 事業者BCP（事業継続力強化計画）に関する国の施策周知

国の「中小企業BCPの策定促進に向けて」や「BCPの専門家派遣」「事業力強化計画認定制度」等の小冊子やリーフレットの周知を行ってきた。

また、事務所内に「つくばみらい市洪水・土砂災害ハザードマップ」を掲示し、来会事業者・市民に広く啓発を行っている。

② 防災備品の備蓄

飲料水、非常食用缶パン、懐中電灯、ブルーシート、乾電池、ストーブ、石油、工具類、ゴミ袋などを備蓄している。

③ 防災訓練への参加

商工会は、避難場所・経路の確認、消防計画に基づく避難訓練を年2回行っている。

④ 相談窓口の開設

資金調達や補助金申請、雇用調整助成金、各種給付金申請、休業要請などへの対応など関連する支援施策の情報提供を行っている。

II 課題

商工会では、小規模事業者の防災対策への支援課題は次のとおりである。

① 事業者BCP策定（事業継続力強化計画策定）が進んでいない

BCP策定事業者は、一部の事業所に限られている。小規模事業者の殆どは、策定していない状況である。取組みは本格化していないのが現状である。

近年の災害状況を見ると連携強化の必要性は高まっている。

② 策定支援の習得に問題がある

職員の事業所BCP策定に関する支援スキルに問題がある。専門知識やノウハウを持った人員がいない。また、保険・共済に対する助言を行える職員が不足している。今後、専門家や損害保険会社等との連携が必要である。

③ 応急対策に関する市と商工会との連携が整っていない

現状では、市と商工会間での連携や協力体制が整っていない。

今後は、市BCP策定に関連した連携・協定・協力体制の確立が望まれる。

④ 感染症リスクを考慮したオンライン会議等の仕組みづくりが整っていない。

職場における感染防止対策の周知と実施の徹底、確認が必要である。

地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

⑤ 商工会の所在地が河川氾濫に伴う浸水の可能性が高く、発災時に早急な対応の拠点として機能しない可能性がある。

⑥ 過去に作成したBCPはあるものの更新が不十分であり、実態に即していない。

III 目標

① 地区内小規模事業者へのB C P策定支援の強化

小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。

専門家や損保会社等との連携による支援体制を構築しB C P（事業継続力強化計画を含む）策定支援を強化する

◆事業継続力強化計画認定 5社／年

◆各種共済・保険制度への加入推進（見直し含む） 5社／年

（火災保険、業務災害保険、ビジネス総合保険、経営者休業補償、休業対応応援共済、福祉共済、貯蓄共済、その他）

② 被害の把握・報告ルートの確立

災害時における連絡体制を円滑に行うため、商工会と当市の間における被害情報報告ルートを構築する。

③ 速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制確立

発生後速やかな復興支援が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・商工会と市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

- ①多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。
- ②市と協定書を結び、災害時に混乱なく応急対策等に取組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ①巡回指導時にハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害補償等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水害補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ②会報や市広報、HP等において、国の施策紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ③小規模事業者に対し、事業者BCPの策定による実行性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
 - ◆小規模事業者を対象としたBCP(事業継続力強化計画)策定セミナー《年1回開催》
 - ◆小規模事業者を対象とした個別策定支援《年3回程度開催》
- ④事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政施策の紹介、損害保険の紹介等を実施（年1回予定）する。個別指導は年4事業所を行う。
- ⑤新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ⑥新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ⑦事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・適宜、事業継続計画（BCP）の見直し作成を行う。

3) 関係団体等との連携

- ・損害保険会社等を通じ、市内事業者を対象に普及啓発セミナーや保険の紹介等を実施する。また、関係機関へのポスター掲示やリーフレット設置を依頼する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険の紹介等も実施する。

4) 事業者BCP策定のフォローアップ

- ①小規模事業者の事業者BCP等取組み状況を確認する。
- ②（仮称）つくばみらい市事業継続力強化支援協議会（構成員：商工会、市）を開催し状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6強の地震）が発生したと仮定し、市との連携ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

<2. 発災後の対策>

自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

災害発生後1時間以内に職員の安否報告を行う。

SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を商工会と当市で共有する。

2) 応急対策の方針決定

- ①商工会と市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に勤務する。
- ②職員全員が被災する等により応急対策が出来ない場合の役割分担を決める。
- ③大まかな被害状況を把握し、3日以内に市・県連と情報共有する。

被害規模	被害の状況	想定する応急対策
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認できない。	<ul style="list-style-type: none">①相談窓口の設置②被害調査③経営課題把握④復興支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	<ul style="list-style-type: none">①相談窓口の設置②被害調査③経営課題把握
ほぼ被害はない	目立った被害の情報がない	特に行わない

- ・本計画により、商工会と市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

3) 被害情報の共有

商工会と市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に4回共有する (9時、11時、14時、16時) 会館被害状況により変動あり
2週間～3週間	1日に2回共有する (9時、16時)
4週間～2ヶ月	1日に1回共有する (9時)
2ヶ月以降	2日に1回共有する

■感染症の世界的大流行（パンデミック）

感染症の世界的大流行（パンデミック）が発生した場合は、以下の手順で対応する。

1) 管内事業者に対するリスクの周知

発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後管内事業者の経営に影響を与えるリスクについて周知する。

2) 管内事業者の被害状況の確認

- 市は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
- 商工会は、巡回・電話等により管内事業者の被害状況を確認する。

3) 被害情報の共有

- 市と商工会は、原則として以下の間隔で被害情報等を共有する。

海外発生期	1週間に1回共有する
国内発生早期	1週間に1回共有する
国内感染期	2日に1回共有する
国内感染拡大期	1日に1回共有する

4) 被害情報の報告

市と商工会とで情報を共有した上で、市においては県が定める期日までに県へ報告する。また、商工会においては県連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。

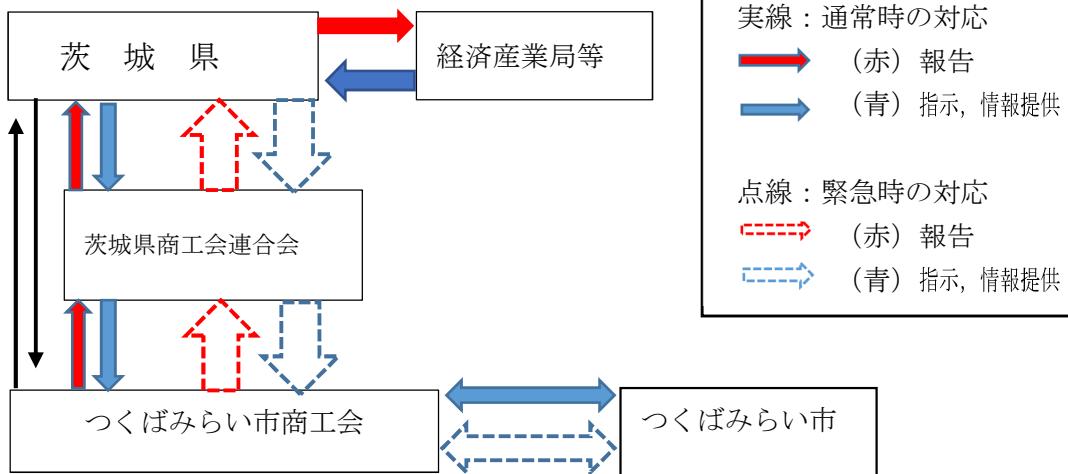
※上記の被害状況（情報）とは、需要減少による売上の減や資金繰りの悪化など感染症による影響を指す。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構成する。
- 二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- 商工会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく

④商工会と市が共有した情報を茨城県の指定する方法にて商工会又は市より茨城県へ報告する。

(連絡体制)



(被害状況様式) 茨城県産業戦略部災害対応マニュアル様式

産業戦略部関係団体の被害状況																																																																																											
<input type="checkbox"/> 関係団体の被害状況 <table border="1"> <tr> <td>人的被害</td> <td>物的被害</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> </tr> </table>										人的被害	物的被害	その他																																																																															
人的被害	物的被害	その他																																																																																									
<input type="checkbox"/> 被災中小企業者の被害状況詳細(茨東産業基盤への報告を想定したもの) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No</th> <th rowspan="2">所在地</th> <th rowspan="2">被害 種類</th> <th rowspan="2">事業所名</th> <th rowspan="2">業種</th> <th rowspan="2">工業 or 商業</th> <th rowspan="2">従業員数 (人)</th> <th rowspan="2">資本金 (千円)</th> <th colspan="3">土地</th> <th colspan="3">建物</th> <th colspan="3">機械設備</th> <th colspan="3">商品、原材料、仕掛品等</th> <th colspan="3">被害額 (千円)</th> <th colspan="3">従業員對 被害額 (千円)</th> </tr> <tr> <th>面積 (㎡)</th> <th>被害額 (千円)</th> <th>用途</th> <th>面積 (㎡)</th> <th>被害額 (千円)</th> <th>時価 (千円)</th> <th>被害額 (千円)</th> <th>時価 (千円)</th> <th>被害額 (千円)</th> <th>時価 (千円)</th> <th>被害額 (千円)</th> <th>時価 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>茨城県つくばみらい市</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </tbody> </table>										No	所在地	被害 種類	事業所名	業種	工業 or 商業	従業員数 (人)	資本金 (千円)	土地			建物			機械設備			商品、原材料、仕掛品等			被害額 (千円)			従業員對 被害額 (千円)			面積 (㎡)	被害額 (千円)	用途	面積 (㎡)	被害額 (千円)	時価 (千円)	被害額 (千円)	時価 (千円)	被害額 (千円)	時価 (千円)	被害額 (千円)	時価 (千円)	1	茨城県つくばみらい市							0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																						
No	所在地	被害 種類	事業所名	業種	工業 or 商業	従業員数 (人)	資本金 (千円)	土地										建物			機械設備			商品、原材料、仕掛品等			被害額 (千円)			従業員對 被害額 (千円)																																																													
								面積 (㎡)	被害額 (千円)	用途	面積 (㎡)	被害額 (千円)	時価 (千円)	被害額 (千円)	時価 (千円)	被害額 (千円)	時価 (千円)	被害額 (千円)	時価 (千円)																																																																								
1	茨城県つくばみらい市							0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																						

<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ①商工会は相談窓口の開設方法について市と相談する（商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）
- ②安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ③地区内小規模事業者等の被害状況を確認する。
- ④応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ巡回訪問や説明会、H P等で周知する。
- ⑤感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を对象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ①国や茨城県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ②被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を茨城県等に相談する。

※その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

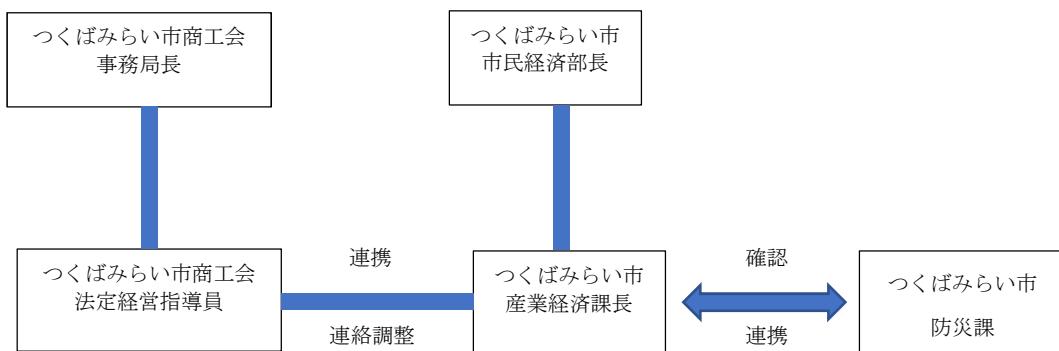
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年2月現在)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 中野 将一（連絡先は後述（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①つくばみらい市商工会

〒300-2341 茨城県つくばみらい市福田671-2
TEL: 0297-58-1700 / fax: 0297-58-7969
E-mail : info@miraishoko.com

②つくばみらい市 市民経済部 産業経済課

〒300-2492 茨城県つくばみらい市加藤237
TEL: 0297-58-2111 / fax: 0297-52-6024
E-mail : sangyoukeizai01@city.tsukubamirai.lg.jp

※その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	320,000	320,000	320,000	320,000	320,000
協議会運営費	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
セミナー開催費	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000
専門家派遣費	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、つくばみらい市補助金、茨城県補助金、事業収入 等 ただし、専門家派遣・セミナー開催等で連携する損保会社が無償で派遣承諾頂いたときは、当該経費が減額になる場合がある。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携者無し